

小浜上中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

1 都市づくりの基本理念

(1) 若狭の自然・歴史・文化を守り育てる都市づくり

少子高齢化が進行し（平成22年には4人に1人が高齢者）人口は平成17年をピークに減少すると推測され、財政は硬直化する傾向がある。これらのことに加え、全国的に情報インフラの整備が進み居住地選択の幅が広がってきており、また、余暇生活や心の豊かさを大切にする人が増加する等価値観が多様化している中、都市間の競争が激化していくと予測できる。

また、小浜駅周辺の中心市街地では、人口の減少や未利用地の増加等の空洞化が進んでいる。

これらに対応していくためには、都市の住民が地域への誇りや愛着を深め安心して住み続けていきたくなるように、また、他の都市の人が訪れ住みたくなるように、魅力あふれる都市を創造していかなければならない。

そこで、本都市計画区域では、「千本格子の家々が軒を連ねる三丁町、旧丹後街道沿線の歴史的な街並および多くの寺社仏閣等の歴史的・文化的な遺産」、「若狭湾、瓜割の滝、多田ヶ岳および都市東部にひろがる田園等の優れた自然的環境」および「水産食品の加工や箸の生産等の工業や嶺南地域の中心的な役割を担う商業等の産業」等の魅力的な都市の個性を守り・活かしながら、都市機能が向上していくように適切な土地利用や市街地の整備を行っていく。

その結果、都市の快適性、利便性および防災性が向上し、人口や産業の流出の抑制や街中の居住回帰により都市が賑わい、また安心して暮らしていける魅力ある都市空間の創出が期待できる。

(2) 持続可能な都市づくり

本都市計画区域の用途地域外では、都市西部の生守地区等で開発が拡散している。当面、世帯数や大規模小売店舗の増加等による宅地需要、加えて、舞鶴若狭自動車道の整備にともなう宅地需要により、用途地域外に開発が拡散していく可能性があり、小浜市の市街地より東部にひろがる田園等の自然的環境が損なわれる恐れがある。

また、この開発の拡散により公共施設の整備や維持管理の負担が増大していくと予想されるが、長期におよぶ景気低迷、人口の減少および少子高齢化の進行等の社会経済情勢を勘案すると、今後、政策的な目的で使うことができる財源が乏しくなっていく可能性があり、更にこの傾向が進行する恐れがある。

一方、長期的には、人口の減少や産業の空洞化が進行し、空き地や空き建物が増加することで、地域社会の衰退や既存の都市施設の遊休化等の問題が深刻になる恐れがある。

これらに対応していくためには、環境や財政等の面で持続可能な都市を目指して、コンパクトな市街地に誘導していかなければならない。

そこで、用途地域外では、都市計画に加え環境・農林・防災に係る土地利用の規制・誘導方策も活用しながら、地域の実情や望ましい地域像を勘案して、都市的土地利用をきめ細やかに抑制または制限していくとともに、中心市街地では、都市における人口や商業等の産業の見通しをふまえ、本都市計画区域のみならず嶺南地域全体が活性化していくように、また歩いて暮らすことができるように土地を有効に利用し適切に市街地を整備していくことで、まとまりとめりはりのある市街地を形成していく。

その結果、公共投資の効率性の向上、農地等の里地や里山の自然的環境の保全、地域社会の維持および防犯性の向上等の効果が期待できる。また、公共サービスに対する住民の負担の軽減、高齢者等の日常生活や社会活動の利便性の向上および既存の都市施設の遊休化の防止等人口の減少や高齢化に対応した都市構造に誘導できると考える。

(3) 都市間の連携による都市づくり

人口の減少、少子高齢化の進行および今後も増大する都市施設の維持等の広域的に取り組むべき課題がある。

また、2次産業就業者が減少し、小浜市では製造品の出荷額が減少してきていることから、産業の空洞化が懸念される。

これらに対応していくためには、嶺南地域のみならず更に広域的な圏域での活発な交流を促進する基盤を築いていくとともに、都市施設の共同での利用や運営を図っていかなければならない。

そこで、本都市計画区域では、近畿圏、北陸地域および県内の各都市等との連携を強化する広域交通網を整備し、また小浜線等の公共交通の利用を促進するとともに、複数の市町村の連携による都市施設の整備や維持、またはその有効利用を推進していく。

その結果、交流人口が増大し都市が賑わうこと、必要な都市施設が効率的に整備され財政の負担が軽減することの効果が期待できる。

(4) 世界に誇れる遺産が息づく都市づくり

本都市計画区域には、小浜市の市街地内を中心に多くの歴史的・文化的な遺産があり、特に、神宮寺地区には世界に誇れる歴史的・文化的・自然的な遺産がある。

今後、嶺南地域の各都市で、人口や産業の流出により都市の経済や地域社会の活動等の都市の活力が衰退していく恐れがある中で、住民の若狭への愛着や誇りを守り育てていかなければならない。

そこで、本都市計画区域では、この世界に誇れる遺産を保全していくとともに、その周辺の地域においてもそれらと調和した環境を維持・創出していく。

その結果、定住人口や交流人口が増加し都市が賑わい、経済や地域社会の活動が活性化していくと考える。

2 区域区分の設定の判断と郊外の土地利用コントロールの方向性

(1) 区域区分の設定の有無

無し

(2) 区域区分の設定の判断理由と郊外の土地利用コントロールの方向性

本都市計画区域では、今後も、世帯分離や住宅の敷地規模の拡大等による住宅用地需要および大型小売店舗の増加による商業用地需要等が発生する可能性があり、また用途地域外で宅地開発が進む傾向にあることから、無秩序な市街化（用途地域外への開発の分散）が進行する恐れがある。

この無秩序な市街化は、公共サービスの効率性の低下、地球温暖化の進行、生物多様性の減少、災害の危険性の増大および営農環境の悪化等の問題を引き起こす恐れがあるため、適切な方法でコントロールしていかなければならない。

区域区分を設定した場合、無秩序な市街化の抑制や市街地内の低未利用地の有効利用の効果は見込める。しかし、市街化が進んでいない用途地域で都市計画法規則第8条に定める既成市街地として市街化区域に移行できない地域が多く発生し（人口フレーム方式による新市街地の設定は困難である。）、「開発が進行しているにも係らず望ましい水準で都市基盤が整備されず、都市として良好な生活環境が確保できない」、「都市的土地利用が規制され、今まで県や市町で用途地域の範囲を基本として整備してきた道路や下水道等の公共施設を十分に活かすことができない」、「市街化区域に移行できない地域（市街化調整区域）の地価が急激に下落し土地の活用や運用を大きく阻害する恐れがあり、社会経済に与える影響は非常に大きい」という多大な弊害が発生するため、区域区分の設定は困難だと考える。

このため、区域区分で一体的に土地利用をコントロールするのではなく、県と各市町との適切な調整・役割分担のもとに、都市計画法以外の法律との連携を図りながら以下の方策を活用し、地域の実態・望ましい将来像に合わせてきめ細かく土地利用コントロールを図っていく。

- ・「特定用途制限地域」により、主要な幹線道路沿道や IC 周辺等において、郊外での開発を促進するような大規模小売店舗等の立地を規制する。
- ・「風致地区」や「緑地保全地区」により、優れた自然的景観、および貴重な動植物の生息・生育地や歴史的・文化的価値を有する緑地を保全する。
- ・「地区計画」により、農村集落等において、良好な居住環境や景観を損なうような施設の立地を規制する。
- ・「開発行為の規制規模の引き下げ」により、良好な都市基盤が整備されない不良な市街地の形成を防止する。
- ・「最低敷地規模の規制」により、宅地開発を地域の環境に調和するように誘導するとともに、建て詰まった開発を抑制する。
- ・きめ細やかな「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」により、地域の環境を損なうような高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように誘導する。
- ・「まちづくり条例」により、郊外の無秩序な開発等の都市の問題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進する。

3 市街地の規模と配置

(1) 10年後の市街地の概ねの規模と配置

既に概ね10年後の人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また産業の規模が縮小していく傾向にある中、産業に要する計画的かつ具体的な市街化の見通しがないため、概ね10年後の市街地の規模は以下に示す現在の用途地域の規模の範囲内とし、その配置は現在の用途地域の配置を基本とする。

なお、用途地域の除外を行う際には、除外する地域で、自然的環境を保全するために、土地利用規制を図る。

(単位：ha)

概ねの市街地の規模	H12	H22
小浜市	448 以内	448 以内
上中町		
合 計	448 以内	448 以内

(2) 10年後の市街地に配置する概ねの人口

(単位：人)

概ねの人口	H12	H22
小浜市	15,800 (25,300)	16,200 (25,700)
上中町	0 (7,800)	0 (7,700)
合 計	15,800 (33,100)	16,200 (33,400)

() 内は都市計画区域人口

(3) 10年後の都市の概ねの産業規模 (過去のトレンドによる将来の見通し)

(単位：百万円)

概ねの商業年間販売額	H11	H22
小浜市	97,500	92,000
上中町	7,300	7,400
合 計	104,800	99,400

行政区域全体の商業年間販売額

(単位：百万円)

概ねの製造品出荷額等	H12	H22
小浜市	52,600	41,400
上中町	27,200	35,500
合 計	79,800	76,900

行政区域全体の製造品出荷額等

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件および土地利用の動向を勘案して、各用途を適正に配分することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進および公害の防止等適正な都市環境を保持するように配置する。特に以下の事項に配慮して配置する。

既成市街地

イ) 住宅地

小浜駅周辺の中心市街地では、商業施設や公共施設が集積しており、生活利便性が高い地域であるが、人口の減少や空き建物の増加等空洞化が進行している。このため、中心市街地の活性化のために、積極的に居住空間の配置を図る。

小浜市の若狭総合公園周辺や多田地区の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。

ロ) 商業地

小浜駅周辺は、小浜線の鉄道、バス路線および幹線道路からなる嶺南地域での広域的な交通結節点であり、嶺南圏域での中心的な商業地として商業施設や業務施設等の集積を図る。

一般県道泊・小浜停車場線沿道に配置された地域の中心的な商業地を維持する。

ハ) 工業地

小浜市の中心市街地周辺や郊外にある工業地を維持する。

二) 流通業務地

卸売市場、倉庫、荷捌き場、流通事業用事務所等が集積する小浜漁港周辺では、流通業務に適した交通基盤が整備されており、今後もこの流通業務地を維持する。

新市街地

舞鶴若狭自動車道小浜 IC 周辺で、舞鶴若狭自動車道の整備により更に流通業務地の需要が高くなる場合には、周辺環境に配慮しながら、流通業務地の配置を図る。

(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針

用途の転換

工業地域や準工業地域に指定されているが、工業ではない他の用途の土地利用が進んでいる地区が小浜市にあり、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を勘案して、住宅地や商業地等への転換を図る。なお、商業地に転換する際には、小浜駅周辺の都市の中心的な商業地や一般県道泊・小浜停車場線沿道に配置された地域の中心的な商業地の維持・活性化に配慮する。

用途の純化

小浜市の若狭総合公園周辺や多田地区の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。

用途の複合化

小浜駅周辺の中心市街地では、地域経済の維持・活性化や都心居住の推進のために、商業施設、業務施設および公共施設等の誘導すべき用途を明確にし、適切な土地利用調整を行った上で、複合的な土地利用を図る。

小浜市の箸づくり等の地場産業の工場が分散している地区では、地区内の活力の維持や居住環境の保全のために、複合的な土地利用を維持します。

(3) 市街地における建築物の密度構成および高度利用に関する方針

市街地における建築物の密度構成に関する方針

イ) 住宅地

小浜駅周辺の中心市街地や一般県道泊・小浜停車場線沿道に配置された地域の中心的な商業地の周辺は、生活利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。小浜市の若狭総合公園周辺や多田地区の良好な低層住宅地は、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

ロ) 商業地

小浜駅周辺は、小浜線からなる鉄道や、バス路線および幹線道路からなる嶺南地域での広域的な交通結節点であり、嶺南圏域の中心的な商業地として、土地利用の動向を勘案して、既存の都市施設が有する機能を有効に活用でき、商業施設や業務施設等の集積を可能にする高密度な土地利用を図る。

一般県道泊・小浜停車場線沿道に配置された商業地は、地域の中心的な商業地であるため、比較的高密度な土地利用を図る。

ハ) 工業地

工業地は、従来 of 景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

二) 流通業務地

流通業務地は、従来 of 景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

高度利用に関する方針

小浜駅周辺は、小浜線の鉄道や、バス路線および幹線道路からなる嶺南地域での広域的な交通結節点であり、都市の生活利便性を向上させるため、商業施設等の集積を図るのにふさわしい地区である。

このため、小浜駅周辺では、都市における人口や商業等の産業の見通しおよび望ましい中心市街地の将来像をふまえ、土地利用の動向や都市施設の整備状況を勘案して、高度利用地区等を活用し土地の高度利用を図ることで、嶺南地域での広域的な都市機能の集積を推進し、各市町の人々が活発に交流する、嶺南地域の拠点にふさわしい賑わいのある中心市街地を形成する。

(4) 居住環境等の改善または維持に関する方針

老朽木造住宅等が密集した地区の居住環境の改善の方針

防火系の地域地区が指定されていない老朽木造住宅等が密集した小浜地区の一部や西津地区等では、防災性を高めるために、準防火地域の活用や防火帯の設置等を図る。

歴史的街並みの維持の方針

市街地西部では、千本格子の家々が軒を連ねる三丁町や、町人町や寺町の街並みが残る旧丹後街道沿線等の歴史的な街並みを有しているが、老朽化した建築物が密集し防災性の低い地域もあることから、防災性の向上に配慮した上で、この良好な歴史的街並みを維持する。

(5) 用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地を形成していくために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

しかし、農村の地域社会維持等の特別な理由がある場合は、各市町の都市計画マスタープラン等の土地利用計画に即して、「計画的な市街地形成を害さない」、「良好な基盤整備が担保できる」、「開発にともなう浸水被害を防止できる」、「自然環境、営農環境および居住環境を害さず、特に希少種の生育・生息する環境は害さない」という条件を満たす地区で、適切な規模の開発を行う。

特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

国立公園指定地域の小浜湾の海岸や、山地、里山および南川や北川等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源の涵養および水害や土砂災害の防止等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

集団的に存在する農地や土地改良事業等が施行された農地は、優良な農業の生産基盤であり、水田が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持を図るために、開発の抑制を図る。

ハ) 土砂災害の危険性が高い地域

都市に隣接する土砂災害の危険性が高い山地周辺は、十分な安全性を有する範囲で開発の制限を図る。

二) 甚大な洪水被害が予想される地域

洪水氾濫により甚大な浸水被害の可能性が高い地域は、十分な安全性を有する範囲で開発の制限を図る。

その他の地域

農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部で、農家の世帯分離による宅地需要がある場合は、良好な基盤整備を確保し、自然環境、集落環境、営農環境および雨水の流出増加の防止に配慮した上で、適切な規模の開発を許容し、集落の地域社会を維持する。

新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。

優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とするが、農村の地域社会維持等の特別な理由がある場合は、先に示した条件を満たす地区で、適切な規模の開発を行う。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

交通体系の整備の方針

バス路線や小浜線の鉄道の維持、活性化を図り、自動車に依存する交通体系から自動車と公共交通が共存できる交通体系へ転換する。

道路については、舞鶴若狭自動車道を整備して、小浜市から敦賀市の連絡を強化し、ふくいの道30分圏構想の実現を目指す。

なお、新たに道路を配置する際には、計画的な市街地形成を害するような無秩序な開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。

整備水準の目標

ふくいの道30分圏構想の目標は次の通りである。

ふくいの道30分圏構想の達成度		H14	H22
近接都市間のアクセス	敦賀市～小浜市	未達成	達成を目指す
	小浜市～舞鶴市	達成	-
町村と近接都市間のアクセス	三方町～小浜市	達成	-
	美浜町～小浜市	未達成	達成を目指す
	上中町～小浜市	達成	-
	名田庄村～小浜市	達成	-
	高浜町～小浜市	達成	-
	大飯町～小浜市	達成	-
市町村と近接IC間のアクセス	小浜市～小浜西IC	達成	-
	上中町～小浜西IC	達成	-

ふくいの道30分圏構想とは、県内の隣接する都市間、周辺町村から各地域の中心都市まで、および周辺町村や中心都市から高速道路のインターチェンジまでを、それぞれ概ね30分で到達できる道路網にしようとする構想であり、この構想における都市とは市のことである。

主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

交通結節機能を向上させ、また広域交通網を強化するために、小浜線の駅等の交通結節点で、公共交通の利用の需要を勘案して駐車場や駐輪場の整備を図る。

ロ) 道路の配置

舞鶴若狭自動車道および関連アクセス道路の整備を促進することで、敦賀港へのアクセスを一段と強化し、関西、中京、北陸の物流ネットワークを充実させるとともに、災害時における東西方向の代替連絡機能や緊急避難道路を確保する。

国道 162 号阿納尻・田烏バイパス(この道路は、都市計画区域外に位置し、交通施設の整備目標には示していない。)等の地域間の交流と連携を支援する道路の整備を促進する。

幹線道路における老朽化の著しい橋梁は、適宜、架け替えを推進する。

市街地内の道路は、道路が有する公共空間の質的な向上を図るために、快適な歩行者空間の確保や歴史的な街並み等の景観等に配慮して整備する。

道路の構造は、自転車および高齢者・障害者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

20 年以上未着手の都市計画決定した幹線街路は、社会経済情勢の変化と広域交通網の整備の観点から、その必要性を再検討する。

交通施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備する予定の道路を以下に示す。

路線名	供用予定区間
一般県道小浜インター線	小浜市木崎～府中
街路小浜縦貫線	小浜市住吉～酒井
街路多賀竹原松ヶ崎線(水取大橋)	小浜市竹原～水取

(2) 下水道について

下水道の整備の方針

下水道は、効率的かつ経済的な汚水処理施設整備を促進するため、「福井県汚水処理施設整備構想」に基づいて、他の汚水処理施設に比べて経済的な区域を整備する。

都市化の進展により、雨水の地下浸透や貯留能力が減少し雨水流出量が増大する地域では、河川の整備にあわせて雨水対策を推進し、水害から住民の財産を守る。

整備水準の目標（市町の行政区域の整備水準）

（単位：％）

普及率 ¹	H13	H22
小浜市	61 (40)	100 (66)
上中町	100 (35)	100 (35)
合 計	69 (39)	100 (60)

1 普及率(= 汚水処理人口普及率): 汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設) の供用人口³ / 行政人口 × 100

2 () は公共下水道の普及率 : 公共下水道の供用人口 / 行政人口 × 100

3 供用人口 : 汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

下水道の整備目標

概ね 10 年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町村名	概ね 10 年以内に整備する地区	
	用途地域内	用途地域外
小浜市	遠敷、今富	遠敷、今富
上中町		三宅地区(新設住宅地区)

(3) 河川について

河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」、「土地区画整理事業との連携など地域開発に関連して緊急を要する河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。

河川改修にあたっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。

開発により、その土地が従来有していた浸透・貯留機能や遊水機能が失われ河川に負担がかかることのないように、土地利用規制や開発事業個別の調整池の設置など流域全体として総合的な治水対策を推進する。

ロ) 都市用水の安定供給

工業・水道用水などの都市用水不足が予想される地域については計画的に多目的ダムを建設することにより新たな水資源を開発し、工業、水道用水を安定供給する。

ハ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、都市の潤いのある憩い空間、身近に自然とふれあえる空間として整備する。

市町村と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。

河川の整備目標

概ね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

整備方針	河川名	全体計画延長 (km) ¹	整備内容	概ね 10 年以内に整備する区間 (km) ²
治水機能の確保	北川		漏水防止対策	
	多田川	3.2(河口～国道27号)	河道拡幅	0.4(和久里工区)
治水機能の確保、都市用水の安定	河内川ダム	1(上中町熊川) ³	重力式コンクリートダム	1(完成) ³

1 ()内は全体計画区間を示す。

2 ()内は概ね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、概ね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

3 ダムの単位は「基」である。

(4) その他の都市施設について

その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を勘案し、また都市機能を維持・増進し良好な都市環境が形成されるように配慮する。

子どもから高齢者まで全ての住民の生活利便性の向上や中心市街地の活性化等のために、交通の利便性が高い小浜駅等の交通結節点で、公幼施設や教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の公益施設の集積を図る。特に、土地の高度利用を図ることとしている中心市街地では、積極的に公用施設や公益的施設の集積を図る。

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

都市における核家族化の進行等による新たな宅地の需要に対応し、また、既成市街地内の居住環境の改善や防災性の向上のために、市街地内の公共施設整備が不十分な地区において計画的な市街地整備を図る。

また、既成市街地内で、交通結節点にあり、商業施設や業務施設等を集積させるべき地区でありながら有効な土地利用がなされていない地区については、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の推進を図る。

(2) 市街地開発事業の決定の方針

老朽木造住宅等が密集し道路等の都市施設の整備が不十分なため、防災上・居住環境上問題がある可能性のある小浜地区や西津地区においては、防災性の向上と居住環境の改善を図るために、実態を十分調査した上で、歴史的街並みの維持や調和に配慮しながら土地区画整理事業等で市街地整備を図る。

商業施設や業務施設等の集積地であるにもかかわらず土地の有効利用が不十分で、また、防災上も問題がある小浜駅周辺において、市街地再開発事業等の推進を図る。

7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

都市の骨格となる緑は、都市を包みこむ若狭湾と丹波高地の山岳地および山岳地から海へと流れる北川や南川等の主要河川である。

また、都市内では、市街地が、田園や里山に取りまかれており、多くの小河川が流れ、緑地に連続性を与えている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能を強化していくために、放射環状型の緑地を基本構造として、自然的環境の保全または整備を図る。

自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標水準

緑地の確保目標水準

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（用途地域外）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。

このような都市の緑の特色を考慮し、「ふくい緑のランドデザイン」に基づき、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（用途地域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

将来市街地面積に対する緑地確保面積の割合 30%（H28）

$$C = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{将来市街地周辺の緑地確保面積}}{\text{将来市街地面積} + \text{将来市街地周辺の緑地確保面積}}$$

C：市街地内（周辺の緑地を含む）の緑地確保目標水準

（市街地内の緑地には、用途地域に囲まれた用途地域外にある島状、線状の緑地（里山、河川等）や用途地域に隣接して配置した都市公園、用途地域縁辺部に存在する丘陵地等で用途地域外まで一体的に指定される地域制緑地を含める）

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標

市街地内の身近な緑地を確保するため、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量を次のように設定する。

公園種別			整備状況（H12）		整備目標量（H28）
			供用開始面積（ha）	一人当たり面積（㎡/人）	一人当たり面積（㎡/人）
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	4.8	1.4	2.0
		近隣公園	1.9	0.6	2.0
		地区公園	0.0	0.0	1.0
	都市基幹公園	総合公園	16.0	4.8	11.0
		運動公園	0.0	0.0	2.5

整備状況で示す供用開始面積には、開発行為で整備した公園等は含まれていない。

（３）主要な緑地の配置の方針

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能をもつ緑地を確保する観点から、特に市街地内で、まとまった田園、里山および河川等に近接せず、緑地が少ない地区に、都市公園の整備や道路の緑化等を促進する。

市街地内やその周辺に分布する田園、里山、屋敷林や鎮守の森および北川や南川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全や整備を図る。

里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

（４）実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観構成機能および防犯機能の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、用途地域内の未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備する。

地域制緑地（風致地区、緑地保全地区等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を勘案して、風致地区や緑地保全地区の活用を図る。